

## 新型コロナウイルス感染症に係る対応について

No	通知・事務連絡名
1	保育所内で新型コロナウイルス感染が確認された場合の対応について
2	保育所等における感染症拡大防止のための留意点について（第二報）
3-1	【事務連絡】緊急事態宣言が発出された地域における」保育所等の対応について
3-2	【別添1】保育所等における新型コロナウイルスへの対応にかかるQ & Aについて（第八報）（令和3年1月7日現在）
4	新型コロナウイルス感染症の発生に伴う保育所等の人員基準の取扱いについて
5	今後の定期健診について
6	歯科検診について
7	新型コロナウイルスの感染拡大防止に向けた保育所等への登園についてQ & A_保護者宛て
8	緊急事態宣言解除後における本市の保育所等の運営について

なお、これらの通知・事務連絡は令和3年3月22日時点のものです。

新型コロナウイルス感染症に係る対応については、状況が時々刻々と変化しており、時宜に応じた対応が重要であると考えていますので、国・県の方針や本市での発生状況を踏まえ変更する場合があります。その際には、改めて通知します。